

平成25年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	児童扶養手当支給事業						担当部	健康福祉部		
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系	担当課	子育て支援課			
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	子育て支援係		
	総合計画 分野別計画	主目的	3 保健福祉		12 子育て支援		6 ひとり親家庭への支援をする				
		副目的									
	予算区分	款	3	項	3	目	3	大	3	中	1
	根拠法令・個別計画	児童扶養手当法									
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	手当の支給により、ひとり親家庭で養育される児童の生活の安定を図る。									
	内容 (手段)	<p>◆24年度実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 離婚・死亡・行方不明・遺棄・拘禁などにより父又は母がいないか、父又は母が重度の障害状態にある18歳以下の児童(18歳に達した日の属する年度の末日までの者)を養育している保護者に支給する。平成22年8月から父子家庭へも支給が拡大された。 月額: 41,550円～9,780円 児童2人の場合: 月額5,000円を加算 児童1人増すごとに: 月額3,000円を加算 ※所得制限あり 8月に現況届受付を実施する。 平成25年3月末日現在の支給世帯数(全部停止者除)、母子家庭1,085世帯、父子家庭50世帯、その他(養育者など)世帯36世帯の計1,198世帯。 ・国庫補助金 扶助費の1/3 <p>◆24年度直接経費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品、印刷費等(324千円) 通信費(431千円) システム委託料(3,366千円) 研修会等負担金(91千円) 児童扶養手当(538,236千円) <p>◆25年度直接経費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> 消耗品、印刷費等(376千円) 通信費(411千円) システム委託料(821千円) 研修会等負担金(208千円) 児童扶養手当(595,986千円) 									
	受益者負担	無									

		単位	H22決算額	H23決算額	H24決算額	H25予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	508,188	550,357	542,448	597,802	
		正職員	従事者数	人	0.70	0.70	0.70	0.70
			人件費	千円	3,731	3,731	3,731	3,731
		その他職員	従事者数	人	1.00	1.00	1.00	1.00
			人件費	千円	1,238	1,238	1,238	1,238
		費用合計		千円	513,157	555,326	547,417	602,771
	対前年比		%		108.2	98.5	110.1	
財源	一般財源	千円	345,111	374,934	367,846	404,109		
	国・県支出金	千円	168,046	180,392	179,571	198,662		
	その他財源	千円	0	0	0	0		

業 績	活動指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	手当の支給回数	回	目標	3	3	3	3
			実績	3	3	3	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H22	H23	H24	H25
	延受給対象児童数	人	目標	—	—	—	—
			実績	20,917	22,536	21,796	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成24年度の実施結果	事業の達成状況	4月、8月、12月の定期支払いをはじめ、申請受付、現況届事務等を適切に行った。		
		事業実施における課題	1人に対する相談、申請、審査に時間がかかる。		
		事業を縮小・廃止したときの影響	ひとり親家庭の生活の安定が図れない。 (児童扶養手当法に定められているため、縮小・廃止は出来ない。)		
	平成25年度の改善内容	25年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	制度が複雑で専門知識が必要であるが、研修やマニュアルなどにより対応できる職員を増やし、待ち時間を減少させる。		
	平成26年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの (対象や手段を見直す場合も含む)	
		判定理由	児童扶養手当法に定められている制度であり、引き続き支給をする必要があるため。		
26年度以降の改善案		制度が複雑で専門知識が必要であるが、研修やマニュアルなどにより対応できる職員を増やし、待ち時間を減少させる。			

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。